

事務連絡  
平成27年4月10日

各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課  
老人保健課

小規模多機能型居宅介護（短期利用）複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の費用の請求に係る取扱いについて（平成27年5月・6月請求分）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護報酬改定に伴い新設された標記3サービスに係る請求については、報酬告示等関係資料の遅延に伴い、関係機関のシステム改修作業が間に合わないことから、平成27年3月31日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（以下「システム事務連絡」といいます。） - 資料5において、平成27年5月請求分及び平成27年6月請求分については、平成27年7月審査分に請求いただくようご連絡申し上げます。

つきましては、介護保険制度の円滑な事務処理をするため、下記の取扱いとすることとしたので、ご多忙の折り、恐縮ですが、円滑な請求が行えるよう、国保連合会とも十分連絡の上、管下市町村・事業者等を始めとする関係者に周知を図るようお願いします。

#### 記

- 1．市町村は、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所より短期利用型サービスの指定にかかる届出があった場合は、適宜、国保連合会に情報提供を行うこと。
- 2．国保連合会は、市町村から短期利用型サービスにかかる指定申請の情報提供があった場合は、必要に応じて対象事業所にシステム事務連絡に基づく請求方法について説明し理解を得ること。
- 3．都道府県は、短期利用型サービスの利用状況等により、請求支払の遅延が事業所の運営に支障を来すおそれがあると判断した場合は、国保連合会と十分協議の上概算払いの対応等所要の対応を検討願いたい。